



高第2405号
令和2年3月31日

介護支援専門員法定研修
受講中の皆様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な
取扱いについて (通知)

皆様方におかれましては、日頃介護支援専門員として介護保険制度の適正な運用に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護支援専門員の法定研修については、別添の令和2年2月25日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」を受け、指定研修実施機関で開催中の研修を延期しているところです。

現在、研修の延期により更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員については、研修未実施の期間内は資格を喪失しない取扱いをしていますが、研修再開後に臨時的取り扱いの研修修了者の更新手続きをする際は、別紙「介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書」を併せて提出して下さい。

なお、臨時的取扱いの期間については、今後改めてお知らせする予定です。

皆様におかれましては、研修が修了した際は速やかに更新の手続きをしていただくようお願いいたします。

【参考】

中断・延期している法定研修 (令和2年3月27日現在)

千葉県社会福祉協議会

更新研修・再研修 (3月23日終了予定分)

千葉県介護支援専門員協議会

専門研修課程Ⅰ (更新研修前期) 2期 (3月 3日終了予定分)

専門研修課程Ⅱ (更新研修後期) 3期 (2月29日終了予定分)

専門研修課程Ⅱ (更新研修後期) 4期 (3月18日開始予定分)

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

介護保険制度班 高田 智子

住所 〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043(223)2387

FAX 043(227)0050

E-mail chiba-cm@pref.chiba.lg.jp

【別添】

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な
取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある介護施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられます。

このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来ることとします。

- 法定研修を延期・中止する
- その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする

については、本事務連絡について、管内の関係者に広く周知をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

(臨時的取り扱い)

介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書

年 月 日

介護保険法施行規則第113条の26の規定により介護支援専門員証の有効期間更新の交付の申請にあたり、臨時的取り扱いの対象となる介護保険法第69条の8第2項に規定する研修の課程を修了したので本書を添付します。

(フリガナ) 氏 名	()
登録番号	
介護支援専門員証有効 期間満了年月日(西暦)	年 月 日
対象の研修名	
研修実施機関	
本来の研修終了日	年 月 日
対象となる研修の修了日	年 月 日
対象の研修名	
研修実施機関	
本来の研修終了日	年 月 日
対象となる研修の修了日	年 月 日

- 1 対象の研修終了後、速やかに(研修修了後30日以内)第10号様式「介護支援専門員証有効期間更新交付申請書」に本書を添え交付申請をすること。
- 2 指定研修実施機関発行の研修修了証もしくは修了確認証を添え、交付申請をすること。